

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

10 件

厚生年金関係

10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで  
昭和 55 年 10 月の算定基礎届に基づく申立期間の標準報酬月額 19 万円について、給料支給明細書を提出するので 20 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管する給料支給明細書から判断すると、本来、算定基礎届により届出すべき昭和 55 年 10 月の標準報酬月額（昭和 55 年 5 月から 7 月までの平均報酬月額による標準報酬月額）は 20 万円であり、一方、当該給料支給明細書において確認できる 55 年 10 月から 56 年 6 月までに係る控除された厚生年金保険料（1 万 70 円）に見合う標準報酬月額は 19 万円である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 6 月までの標準報酬月額が 19 万円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、昭和 55 年 10 月から 56 年 6 月までは 19 万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から27年10月25日まで  
昭和26年11月に、公共職業安定所の紹介でA社（現在は、B社）に入社し、経理の仕事に従事した。採用された年は、CからD間の電化工事が完成した年なのでよく覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により申立期間以前からA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚が、「申立人は昭和26年10月又は同年11月にA社に入社した。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、聴取した元同僚3人のうち2人が、申立期間当時、A社には『試雇』という試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと証言しており、当該2人の元同僚のうち1人は、『試雇』の期間は役員会等で個別の従業員ごとに決められ一定していなかった。」と証言していることとあわせて判断すると、申立人についても、入社してから『試雇』の期間があったものと推認できる。

また、A社は、合併により昭和35年10月1日にB社となり、合併以前の関係資料等は残っていないとしている上、当時の社会保険事務担当者はすでに他界しているため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和26年10月1日から27年11月25日までの期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人には、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されて

いたことについての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、A店における厚生年金保険の被保険者期間については、昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間及び 44 年 11 月 1 日から 53 年 4 月 6 日までの期間になっている。この二つの加入期間の間の 3 年 4 か月が未加入となっているが、A店に継続して勤務し厚生年金保険料が控除されていた。当該期間は退職していないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の被保険者原票では、昭和 41 年 7 月 1 日に資格喪失し、同年 7 月 19 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できるとともに、44 年 11 月 1 日に再び資格取得するまでの間における当該事業所の被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、当該事業所を退職した直後に老齢年金の受給資格期間を満たすため厚生年金保険の第 4 種被保険者の資格を取得していることから、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと考えるのが自然である。

加えて、当該事業所は申立期間当時の資料が無いため不明としており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から32年7月1日まで  
私は、ねんきん特別便が来るまでは、申立期間について厚生年金保険に加入していると思っていた。  
私が知らないところで厚生年金保険の脱退手当金請求書が提出されており、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和32年7月30日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であるほか、申立事業所を退職し、相当期間経過後資格取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されている。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、受給資格を有する者14人のうち、13人に支給記録がある。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年7月31日まで

私は申立期間にA診療所に職員として採用され、B市（現在は、C市）に設立されたD病院が建設されるまで勤務した。

A診療所は厚生年金保険の適用事業所ではないとの回答をもらったが、事業所は厚生年金保険に任意に加入していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元院長及び元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間、A診療所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないとともに、元院長は厚生年金保険に加入した記憶は無く、職員のほとんどは医師国民健康保険組合に加入していたと証言しており、一部の職員もそのように証言している。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 6 日まで  
② 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 8 月 14 日まで  
申立期間①について、A中学校に講師（臨時的任用）として勤務した。  
申立期間②について、B学校に講師に補するとして採用され勤務した。  
教師として勤務し打楽器を使ってよく指導した思い出がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 6 日まで及び 49 年 4 月 1 日から同年 8 月 14 日まで県教育委員会に臨時職員として採用され、45 年 7 月 1 日から同年 10 月 6 日までの期間はA中学校、49 年 4 月 1 日から同年 8 月 14 日まではB学校に勤務していたことは、県教育委員会の辞令書により確認できる。

しかし、社会保険事務所保管の記録によれば、県教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となっていた昭和 41 年 4 月 11 日から 56 年 2 月 1 日までの期間のうち、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者は 41 年 4 月 11 日に資格取得した一人が存在するのみであり、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

また、県教育庁からは、「県内の市町村立の学校に勤務する臨時職員については、県教育委員会は任命のみを行い、任命後の事務手続等は各地区の教育事務所が行っていた。」との回答を得たことから、申立人が昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 6 日まで勤務していたA中学校を管轄していた県教育庁教育事務所を調査したところ、同事務所は、社会保険事務所の記録では 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日から同年 8 月 14 日まで勤務していたB

学校を管轄していた県教育庁からは、「社会保険加入については、各学校の裁量に委ねられていた。」との回答を得たことから、申立人が勤務していたB学校を調査したところ、同学校は、「申立てどおりの資格の取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付したかは、関係資料が無いため不明」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、いずれの期間においても、同僚についての記憶は無く、社会保険事務所保管の政府管掌健康保険被保険者原票にその夫の被扶養者として記載されていることが確認できる上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月から27年2月まで

申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答があった。申立期間については、仕事が無いときに休んだこともあったが、A社B工場に勤務していたことは間違いない。申立期間当時の給与明細書等は無くはっきり覚えていないが、厚生年金保険に加入していたはずなので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和52年ごろに作成したとしている履歴書の下書きにより、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、申立人と同じく臨時社員としてA社B工場に勤務し、昭和27年3月1日に厚生年金保険の資格を取得した4人の元同僚は、入社時期は明確に記憶していないものの、入社後すぐには厚生年金保険に加入していないと証言していることから、当時、同工場においては、入社と同時に社員を必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったものと推定される。

また、A社B工場において、昭和27年3月1日に厚生年金保険に加入している者が申立人のほかに51人と多数認められる。

さらにA社B工場は、当時の資料は全く残っていないとしており、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の届出及び保険料控除の有無については不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において臨時社員として入社、退社を繰り返していたと述べている上、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。昭和 25 年 4 月 1 から同社に勤務し 47 年 3 月 21 日に社命により B 社へ異動するまで一度も退社することなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された当時の人事に係る記録簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の記録簿において、申立人は、昭和 25 年 12 月 31 日に退職を命ぜられ、翌日の 26 年 1 月 1 日に日給制による臨時人夫となり、同年 3 月 1 日に再び月給制による荷扱手を命ぜられていることが確認できることから、申立期間において申立人の同社における身分変更がなされたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において、申立人と同日である昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入した 97 人の被保険者のうち、63 人が申立人と同様に 26 年 1 月 1 日に資格喪失している上、この 63 人から抽出した 32 人のうち、28 人が 26 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当時の同僚からは、死亡、高齢等のため、保険料控除等についての証言を得ることができない上、事業主は、申立人の申立期間における保険料控除について不明と回答している。

加えて、申立人本人は死亡しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで  
(A社)  
② 昭和 45 年 5 月 4 日から 45 年 9 月 16 日まで  
(B社)  
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで  
(C社)

申立期間について、脱退手当金が支給されたとのことであるが、覚えが無いので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書及びD社会保険事務所において支給決定処理が行われた証拠書類が保管されており、当該資料により、申立人の申立事業所に係る脱退手当金が昭和48年10月2日に支給決定されていることが確認できる。

また、C社の当時の担当者は、「当社では、申立期間当時、脱退手当金の代理請求はしていない。」と証言している上、上記の脱退手当金の裁定請求書を見ると、筆跡から、申立人自身が記入して請求したものであると推認できる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和48年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から23年夏ごろまで  
② 昭和23年夏ごろから25年ごろまで  
③ 昭和25年ごろから27年ごろまで

申立期間①について、私は昭和21年3月に国民学校卒業後、A店へ就職した。

申立期間②について、昭和23年ころB所に入社し、勤務した。

申立期間③について、昭和25年ころC社へ入社し、勤務した。

以上3つの申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、元事業主の妻の証言から、申立人が申立期間①のいずれかにおいてA店に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、元事業主の妻は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと証言している。

また、申立人は同僚について記憶が無いことから、申立てに関する証言等を得ることができない。

### 2 申立期間②について、申立人は同僚の記憶が無く、申立てに関する証言等を得ることができない。

また、申立人の供述内容から判断すると、申立人が主張する申立てに係る事業所はB所（分家）であると推認されるところ、B所（本家）の事業主（申立事業所の事業主の親戚関係）の妻は、「当事業所は申立期間には、適用事業所ではなかったもので、分家である申立てに係る事業所も適用事業所で



はなかった。」と証言している上、申立事業所は廃業していることから関連資料は保存されておらず、同事業所の事業主等は所在不明により証言を得られないため、申立人が同事業所に勤務していたこと、及び保険料控除の事実があったかについて確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、B所（本家）は平成5年7月1日に有限会社B所として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、B所本家及び分家のいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたと主張する「C社」は適用事業所として見当たらない上、申立人は事業所名の記憶が曖昧であり、事業主及び同僚についての記憶も無く証言等を得ることができないことから、事業所名を特定することができない。

また、申立人が主張する業務内容と一致すると思われる厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、申立人は当該事業所名の記憶が無く、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらない。さらに当該事業所の元社員に聴取したところ、「申立人は当該事業所に在籍していなかった。」と証言している上、当該事業所の本社は、「当時の資料が無いため申立てに関しては不明」と回答している。

- 4 すべての申立期間について、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。